



おおた障がい施策推進プラン

大田区障害者計画

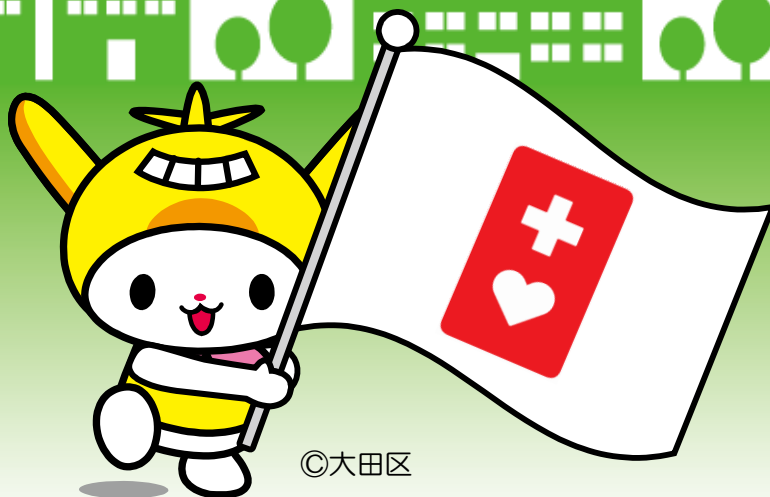
第5期大田区障害福祉計画

第1期大田区障害児福祉計画

大田区発達障がい児・者支援計画

【概要版】

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度



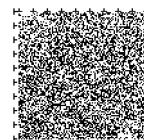
©大田区

平成30年3月
大田区

この冊子は音声コード付きです。

右のマークが音声コードです。コードの位置を示すために切り込みを入れています。

専用の装置を利用して読み取ることで、内容を音声で聞き取ることができます。



計画策定の趣旨と背景

我が国では、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に向けて、国内法の整備をはじめとした障がい者制度の集中的な改革を進めてきました。

また、個人や世帯の抱える複合的な課題や人口減少などの課題に対応していくために、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

区では、このような背景を踏まえ、「おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第5期大田区障害福祉計画、第1期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）」を策定しました。

計画の位置付け

以下の4つの計画を一体化した計画で、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めています。

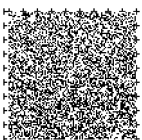
また、大田区基本構想に掲げる将来像の実現に向けた個別計画であり、各分野の計画等と整合を図っています。

- 障害者基本法に基づく「**大田区障害者計画**」
- 障害者総合支援法に基づく「**第5期大田区障害福祉計画**」
- 児童福祉法に基づく「**第1期大田区障害児福祉計画**」
- 発達支援に関する区独自の計画である「**大田区発達障がい児・者支援計画**」

計画期間

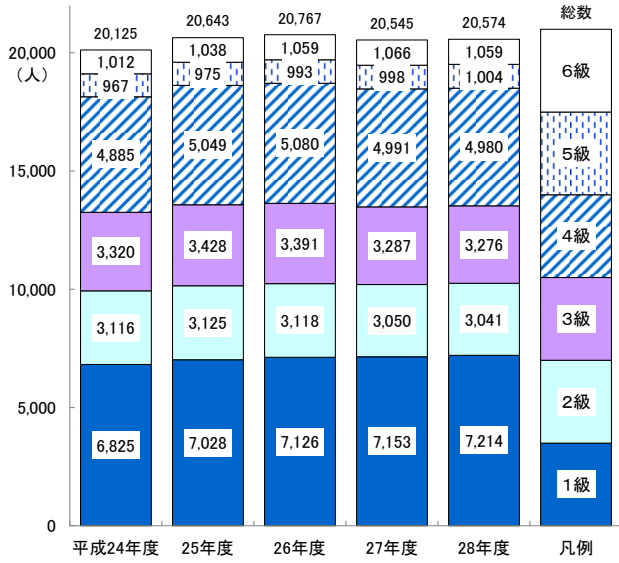
計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
大田区地域保健福祉計画 (大田区障害者計画を内包) ※平成21年度から		大田区 障害者計画 (平成26年度)	おおた障がい施策推進プラン 〔大田区障害者計画 第4期大田区障害福祉計画〕			おおた障がい施策推進プラン 〔大田区障害者計画 第5期大田区障害福祉計画 第1期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画〕		
第3期大田区障害福祉計画		大田区発達障がい児・者支援計画						

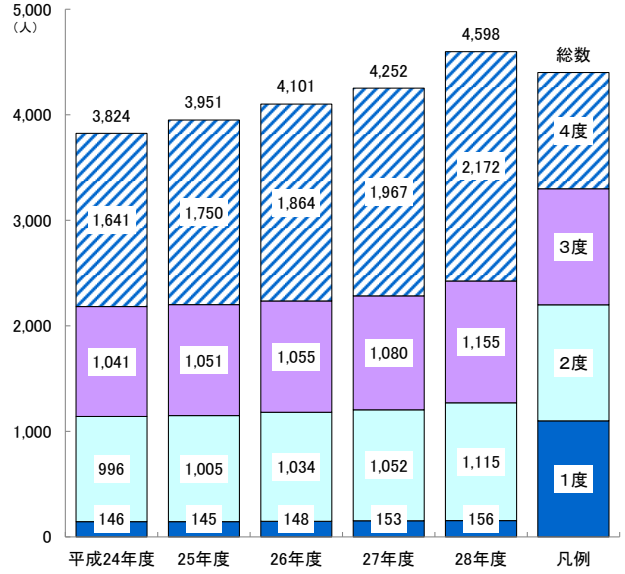


大田区の障がい者の状況

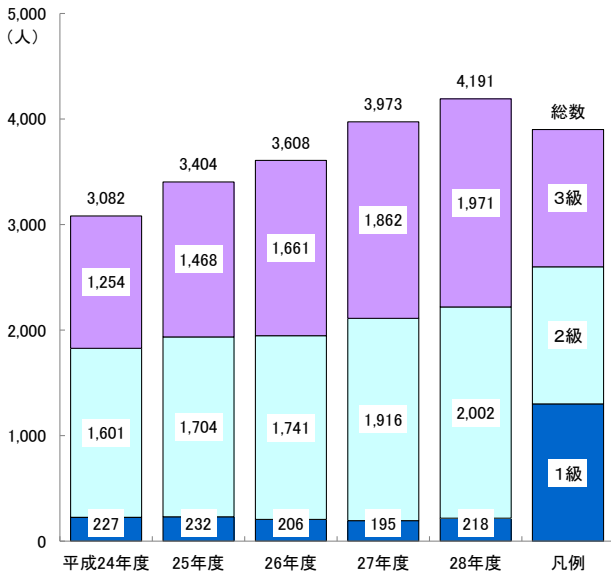
◆身体障害者手帳所持者



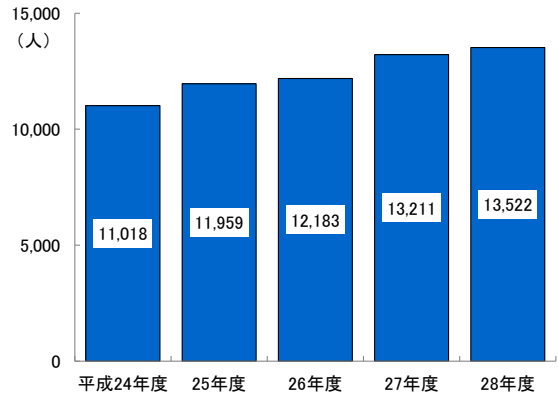
◆愛の手帳所持者



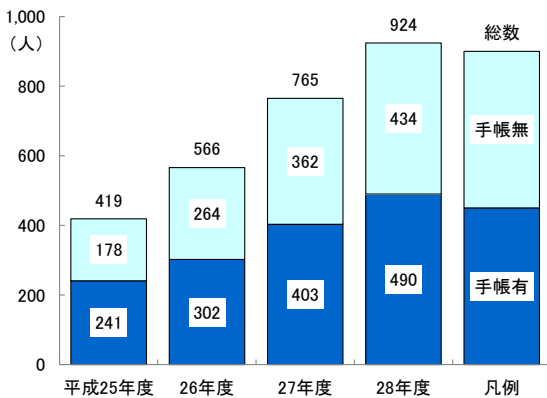
◆精神障害者保健福祉手帳所持者



◆自立支援医療費(精神通院医療)申請者



◆通所受給者証所持者(障害児通所支援)



◆難病医療費等助成申請者

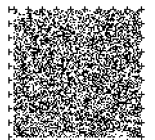
区分	平成27年度	平成28年度
指定難病(国疾病)	5,988	6,419
都疾病(経過措置の疾病を含む)	252	49
総数	6,240	6,468

◆特別支援教室・情緒障害等通級指導学級の利用者

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校				
特別支援教室 ※平成27年度まで情緒障害等通級指導学級	189	233	551	715
中学校				
情緒障害等通級指導学級	66	74	86	91
総数	255	307	637	806

※各年度3月31日現在

(特別支援教室・情緒障害等通級指導学級の利用者のみ各年度5月1日現在)



計画のめざす姿

1 基本理念

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

障がい者が、住み慣れた地域で、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら、安心して暮らせる社会の実現をめざしていきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を定めました。

基本目標1 自分らしく暮らせるまち

障がい者が、必要なサービスを利用しながら、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく暮らせることを目標とします。

基本目標2 とともに支え合い暮らせるまち

誰もが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、それぞれが役割をもち、支え合って暮らせることを目標とします。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

障がい者が、災害等から自らを守ることができ、人としての尊厳や権利が守られる中で、安全・安心に暮らせることを目標とします。

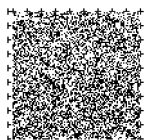
3 取組の横断的な視点

計画推進のための横断的な視点として、3つの視点を定めました。

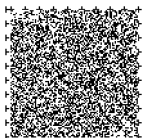
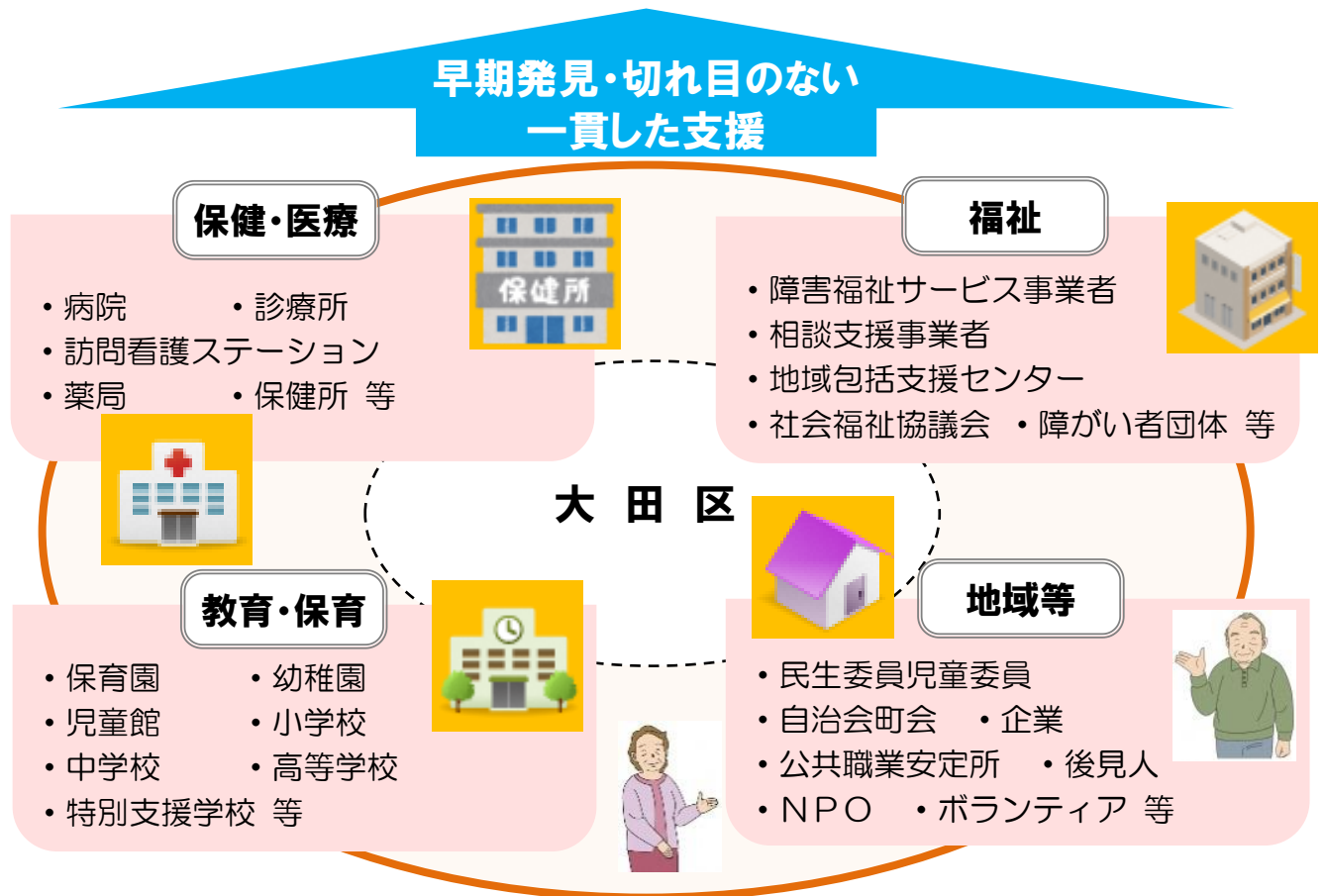
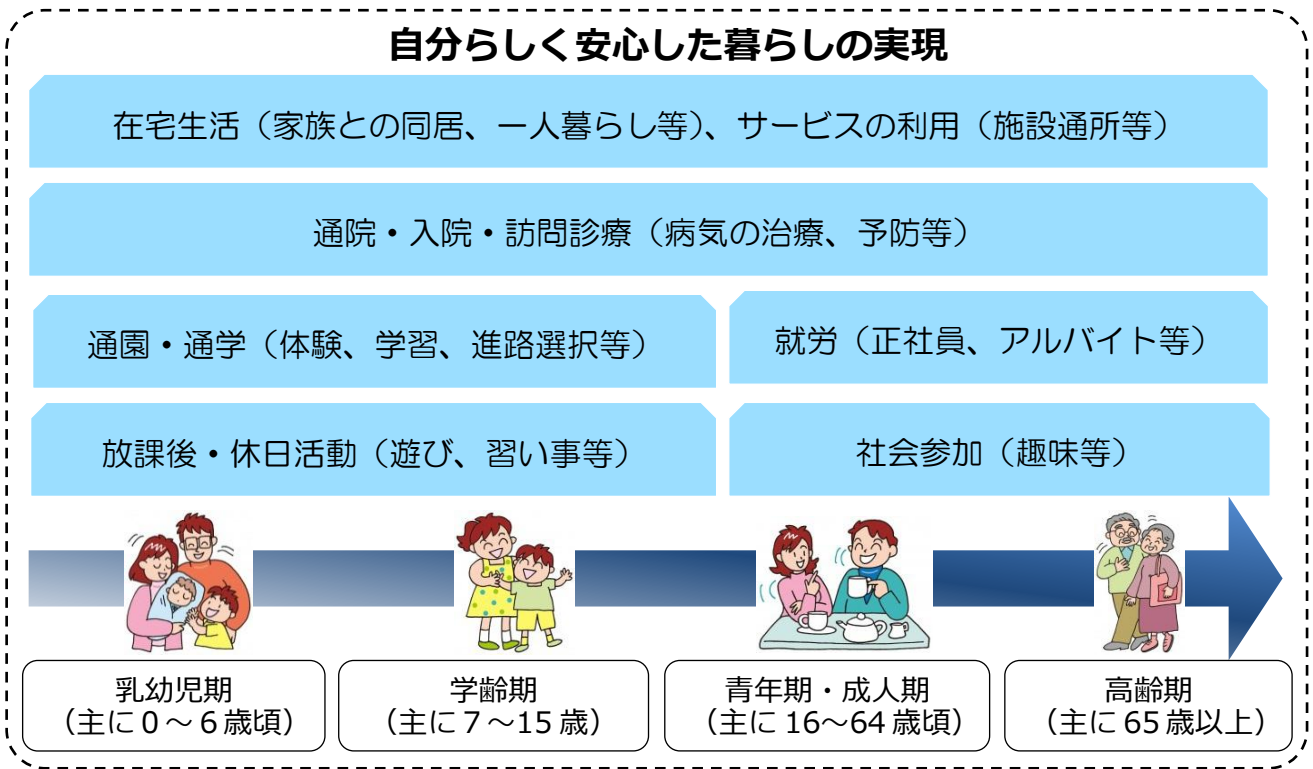
視点1 本人の「自己決定の尊重」

視点2 「地域力」による連携・協働

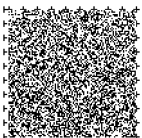
視点3 生涯を通じた「切れ目のない支援」



4 めざす姿のイメージ



施策の体系



取組内容

○区立施設の機能見直し・強化 ○民間事業者の整備支援

○短期入所事業の充実 ○緊急一時保護事業の実施・見直し

○グループホームの整備支援 ○グループホームの運営支援 ○住宅確保の支援

○福祉人材の育成・定着支援 ○指導検査等の実施 ○福祉サービス第三者評価の受審促進

○就労支援ネットワークの充実 ○就労促進・定着支援事業の推進

○地域生活移行支援体制の充実 ○つばさホーム前の浦の機能強化

○余暇活動支援の充実 ○障がい者スポーツの推進

○早期発見・早期支援の推進 ○精神障がい者への支援の充実
○難病患者への支援の充実 ○医療的ケアの必要な方の在宅生活支援の充実

○幼児教育の振興 ○就学・教育相談の充実 ○特別支援教育の充実

○統合保育の充実 ○学童保育室での受入体制の充実

○発達支援の充実 ○発達支援ネットワークの充実 ○発達障がいの理解啓発の推進

○障がい特性に応じた支援の充実 ○関係機関との連携強化 ○高次脳機能障がいの理解啓発の推進

○相談支援体制の強化 ○ケアマネジメント能力の向上 ○ピアカウンセラー・相談員の活動推進

○障がい者総合サポートセンターを「核」とした地域ネットワークの構築 ○自立支援協議会の運営

○行政サービス等における合理的配慮の推進 ○障がい者差別解消支援地域協議会の充実
○障がい者差別解消のための啓発活動の推進

○しょうがい者の日のつどい・障害者福祉強調月間の実施 ○地域交流事業の実施

○要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進 ○災害時相互支援意識の普及啓発

○福祉避難所備蓄品の配備 ○福祉避難所開設訓練の推進

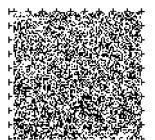
○福祉施設等の安全体制の確保 ○振り込め詐欺等防止のための啓発活動の推進

○関係機関との情報共有 ○消費者トラブル防止のための啓発活動の推進

○障がい者虐待防止研修の実施 ○障がい者虐待防止のための啓発活動の推進
○障がい者虐待への対応実施

○成年後見制度の利用促進

○地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進 ○心のバリアフリーの促進
○ユニバーサルデザインに配慮した区民サービスの改善



重点課題・重点施策

重点課題1 地域での暮らしを支える場の機能強化

本人や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、「親なき後」も見据えて、地域での暮らしを支える体制を整備し、安心感を確保していきます。

【重点施策】 ●日中活動の場の整備 ●緊急時の受入体制の充実

重点課題2 地域における包括的な支援体制の構築

障がい者と要介護の親の世帯など、複合的な課題を抱える方々に適切な支援を行うため、各分野の縦割りの支援ではなく、包括的に支援する体制を構築していきます。

【重点施策】 ●サービスの質の確保・向上 ●地域ネットワークの充実

重点課題3 権利擁護の推進

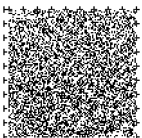
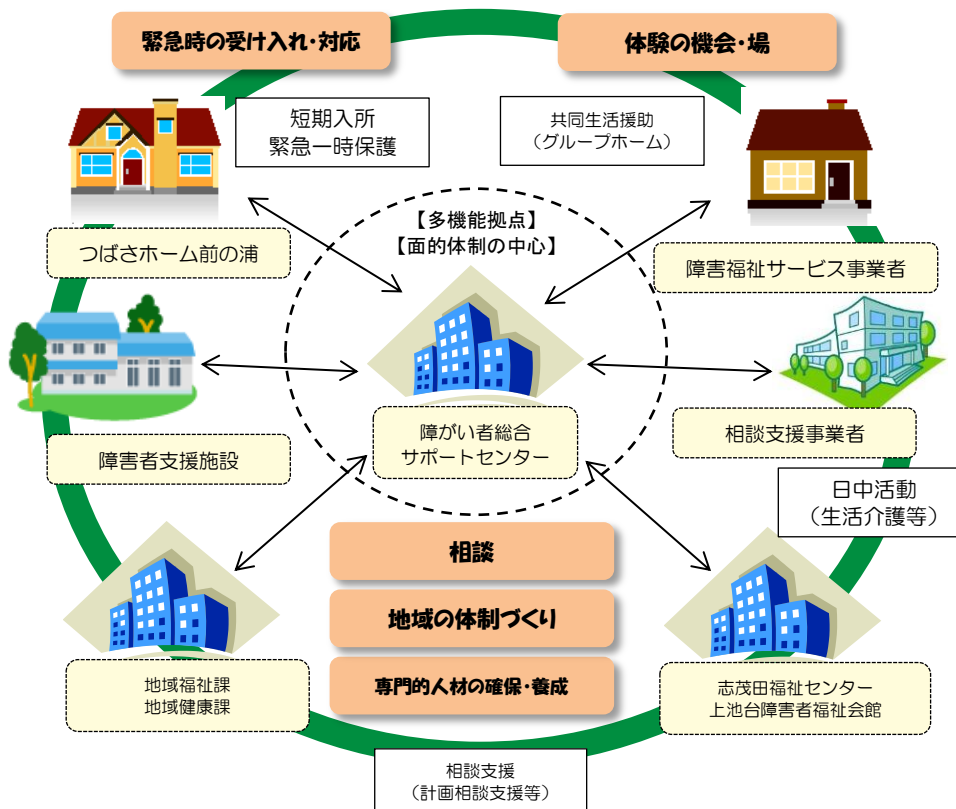
障がいの有無にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、差別や虐待のない社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【重点施策】 ●障がいを理由とする差別の解消の推進 ●障がい者虐待防止等の推進

サービス提供体制の確保に向けた成果目標

1 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の各機能を強化し、「面的な体制」整備を進めていきます。



2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	平成 28 年度末実績	平成 32 年度末目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成 26 年 4 月 1 日から 11 人	平成 29 年 4 月 1 日から 20 人
施設入所者数	505 人	505 人

3 福祉施設から一般就労への移行等

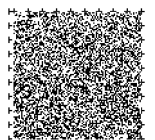
項目	平成 28 年度末実績	平成 32 年度末目標
福祉施設から一般就労への移行者数	110 人	130 人
就労移行支援事業の利用者数	168 人	245 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	66.7% (8 / 12 施設)	70%
就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率		80%

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 平成 32 年度末までに、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置します。

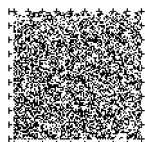
5 障がい児支援体制の整備等

- 平成 30 年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を新たに 1 か所以上確保します。

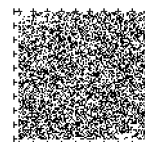


サービス見込量 (活動指標)

区分	サービス名		30年度	31年度	32年度
(1) 訪問系 サービス	居宅介護	時間/月	13,365	13,635	13,905
		人/月	594	606	618
	重度訪問介護	時間/月	15,889	15,889	15,889
		人/月	42	42	42
	同行援護	時間/月	5,330	5,330	5,330
		人/月	162	162	162
	行動援護	時間/月	153	153	153
		人/月	4	4	4
	重度障害者等包括支援	時間/月	730	730	730
		人/月	1	1	1
(2) 日中活動系 サービス	生活介護	日/月	20,110	20,600	21,070
		人/月	1,026	1,051	1,075
	自立訓練 (機能訓練)	日/月	339	339	339
		人/月	44	44	44
	自立訓練 (生活訓練)	日/月	541	541	541
		人/月	44	44	44
	宿泊型自立訓練	日/月	792	792	792
		人/月	28	28	28
	就労移行支援	日/月	4,018	4,018	4,018
		人/月	245	245	245
	就労継続支援 (A型)	日/月	3,533	3,533	3,533
		人/月	184	184	184
	就労継続支援 (B型)	日/月	17,153	17,506	18,026
		人/月	1,012	1,042	1,073
就労定着支援 [新サービス]	人/月	281	309	340	
療養介護	人/月	70	70	70	
短期入所 (福祉型)	日/月	1,304	1,328	1,353	
	人/月	161	164	167	
短期入所 (医療型)	日/月	108	165	165	
	人/月	19	29	29	
(3) 居住系 サービス	自立生活援助 [新サービス]	人/月	19	21	23
	共同生活援助	人/月	468	478	488
	施設入所支援	人/月	505	505	505
(4) 相談支援	計画相談支援	人/月	571	628	691
	地域移行支援	人/月	8	9	10
	地域定着支援	人/月	21	23	25
(5) 児童福祉 サービス	児童発達支援	日/月	3,880	4,579	5,403
		人/月	465	521	583
	医療型児童発達支援	日/月	261	261	261
		人/月	28	28	28
	放課後等デイサービス	日/月	10,823	12,800	14,752
		人/月	1,323	1,561	1,799
	保育所等訪問支援	日/月	18	25	31
		人/月	13	19	24
居宅訪問型児童発達支援 [新サービス]	日/月	44	52	60	
	人/月	11	13	15	
障害児相談支援	人/月	89	110	138	



区分	サービス名		30年度	31年度	32年度	
(6) 地域生活 支援事業 ①必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	
	自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	
	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	箇所数		15	15	15
		件/月		6,012	6,012	6,012
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	
	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	
	意思疎通支援事業					
	手話通訳者派遣事業	件/月		280	308	339
		人/月		280	308	339
	要約筆記者派遣事業	件/月		6	7	8
		人/月		18	21	24
	手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施	
	日常生活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具	件/年		47	47	47
	自立生活支援用具	件/年		122	122	122
	在宅療養等支援用具	件/年		135	135	135
	情報・意思疎通支援用具	件/年		208	208	208
	排泄管理支援用具	件/年		13,896	13,896	13,896
	その他	件/年		19	19	19
	手話奉仕員養成研修事業	人/年		40	40	40
	移動支援事業	時間/月		12,134	12,898	13,668
		人/月		695	737	781
	地域活動支援センター機能強化事業	箇所数		10	10	10
		人/月		192	192	192
(6) 地域生活 支援事業 ②任意事業	訪問入浴サービス	回/年	2,306	2,306	2,306	
		人/年	74	74	74	
	日中一時支援	日/年	846	846	846	
		人/年	60	60	60	
	地域移行のための安心生活支援	実施の有無	実施	実施	実施	
	レクリエーション活動等支援	実施の有無	実施	実施	実施	
	芸術文化活動振興	実施の有無	実施	実施	実施	
	点字・声の広報等発行	実施の有無	実施	実施	実施	
	奉仕員養成研修					
	要約筆記者養成事業	人/年	16	16	16	
	点訳・朗読奉仕員養成事業	人/年	36	36	36	
	自動車運転免許取得・改造助成					
	自動車運転免許取得費助成事業	件/年	10	10	10	
	自動車改造費助成事業	件/年	11	11	11	
	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	
	更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1	
	施設入所者就職支度金給付事業	人/年	1	1	1	
	生活サポート事業	時間/年		355	355	355
		人/年		729	729	729



計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

様々な部局が連携し、分野横断的に取組を進めるとともに、事業者等と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能を強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。限られた財源や人材等の社会資源を適切かつ効果的に活用していきます。

2 計画の進行管理

定期的に計画の進捗状況を把握し、「大田区障がい者施策推進会議」で検証・評価を行いながら、必要に応じて改善・見直しを行っていきます。

PDCA サイクルに基づく進行管理を継続して行う中で、スパイラルアップを図り、基本理念の実現に向けた取組を充実させていきます。

～ 障がい者総合サポートセンターの今後の展望 ～

「障がい者総合サポートセンター（愛称：さぽーとぴあ）」は、障がい者の暮らしを総合的に支える拠点施設として、平成 27 年 3 月 1 日に開設しました。

機能拡充に向けて行っている増築工事部分（平成 31 年 3 月開設予定）では、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所と学齢期の発達障がい児の相談、療育等の支援を行っていきます。

今後も障がい者の暮らしを総合的に支える拠点としての役割を果たしていきます。



完成イメージ

おおた障がい施策推進プラン【概要版】

発行年月：平成 30 年 3 月

発行：大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：03 (5744) 1700 FAX：03 (5744) 1555

